

平成26年度 第6回八幡市子ども・子育て会議 会議録

平成27年2月17日（火） 午前10時00分～

八幡市役所 分庁舎2階 会議室A、B

1. 開会

(事務局)

資料の確認をさせていただきます（資料確認）。

(会長)

ありがとうございました。資料はお揃いでしょうか。

本日の流れですが、これまで議論してまいりました事業計画のパブリックコメントを元に最終案の承認をいただいたということが前回の内容です。本日の議事ということで大きく4つございます。1点目が計画案に対する八幡市関係者のヒアリング調査結果に基づいた修正案の検討、2点目が各種条例案のご審議、3点目が子育て支援センターの愛称募集、最後に子ども条例に関する諮問を受けるということとなりますのでよろしくお願いします。

2. 議事

八幡市子ども・子育て支援事業計画案に対する修正案及び意見について

(会長)

それでは、八幡市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する修正案及び意見について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料説明。

(会長)

ありがとうございます。基本的には資料のヒアリングの結果、修正していただいた案を見ていただきまして、ご意見をいただくということになると思います。私もそうですが、皆様も今日ご覧になっていると思いますので、内容までチェックするのは難しいと思いますが、見ていただいてご意見をいただければと思います。大きな変更というよりも、細かい文言の変更が多いように思いますが、お気づきの点がございましたらご意見をいただきたいと思います。

(委員)

資料の中に、教育委員会主催の研修会に引き続き、保育教諭、幼稚園教諭、保育士が参加・参画しますとありますが、保育教諭という言葉はあるのですか、教員免許と保育士免

許の両方を持った人ということですか。

(事務局)

この4月から認定こども園の改正に伴いまして、そこの職員を保育教諭と位置づけることになりましたので、これまでの幼稚園教諭、保育士と認定こども園では保育教諭という分類になり、その関係上この文言を使用させていただきました。

(会長)

ありがとうございました。このような名称が新しくできたということですね。その他ご意見ありますでしょうか。ご意見がないようでしたら、内容の訂正につきましては、最終的には、私と副会長にご一任いただくという形でよろしいでしょうか。

(委員)

異議ありません。

(会長)

ありがとうございます。これまで度々お集まりいただいて、この計画策定についての議論を重ねてまいりましたが、この事業計画の策定は、本日の会議を持ちまして最後ということになります。先程申し上げましたように、今後は会長及び副会長にご一任いただくということで、この事業計画の策定を進めさせていただきたいと思います。

八幡市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例案について

(会長)

続きまして、条例案等の議論について移ってまいりたいと思います。八幡市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料説明。

(会長)

ありがとうございます。いわゆる学童保育ですね。子育て支援センター内で行うということと、対象児童が6年生まで拡大するということですね。

ただ今、事務局から説明がありました条例案についてご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

(委員)

対象児童についてですが、改正の前後は関係ないですが、市内に在住する児童という解釈でよろしいですね。

(事務局)

はい。

(会長)

その他よろしいですか。それでは、この条例案を進めていくことといたします。

八幡市子ども・子育て支援センター条例案について

(会長)

続きまして、八幡市子ども・子育て支援センター条例案について説明をお願いします。

(事務局)

資料説明。

(会長)

ありがとうございます。子ども・子育て支援センター条例案につきまして、ご意見ございましたらお願いします。

(委員)

開館時間はどうなっていますか。

(事務局)

実際は規則で定める必要がありますので、本条例の制定を受けて、その後具体的に決めることになっていきますが、今予定をしておりますのが、指月の支援センターと同じように、だいたい9時ぐらいから夕方4時半ぐらいまでで、間1時間の休憩をとるということで、できるだけずっと小さなお子さんと親御さんが過ごされるというよりも、週に2日程度、メリハリの付いた利用をお願いしたいと考えております。休みの部分については、現在指月の方では、月に1回土曜日を開設しておりますが、子ども・子育て支援センターでは、毎週土曜日を開設していこうかと現在調整をしているところでございます。

(会長)

ありがとうございます。詳細の規定は規則で定めるということですのでよろしいですね。

(事務局)

はい。

(委員)

指月の支援センターと欽明台の子ども・子育て支援センターとはどう違うのですか。

(事務局)

これまでの支援センターは、学童保育と同じような事業を実施するという規定をしております。したがって、指月の児童センター内で事業実施をしている子育て支援センター、それと南ヶ丘第二保育園の園内で事業を展開している第二子育て支援センターという規定でした。今回、欽明台の方には新しく施設そのものを専用の施設として現在建設をしているところですので、ここは施設そのものの管理運営を含めて規定する必要があります。他の既存の部分につきましては、既に児童センターの管理運営、また保育園の管理運営の範疇の中に、既存の支援センターが事業展開をしているということで、今回新たに建設をしているその管理運営を含めて条例で規定をする必要がありますので、今回このような形になっているということです。

(会長)

その他ございませんでしょうか。ないようですので、センター条例の案はこれで進めさせていただきます。

八幡市特定教育・保育施設の保育料に関する条例案について

(会長)

続きまして、八幡市特定教育・保育施設の保育料に関する条例案につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料説明。

(会長)

ありがとうございました。保育料に関する条例につきまして、ご質問・ご意見等ありませんでしょうか。

(委員)

料金表も詳細なものがついていますので、短時間認定というのは、新たに作られたということが、1つの大きなポイントですね。

(事務局)

従来11時間というのが上限時間としていますが、より就労者の就労形態に合わせたように設定いたしまして、60時間以下であれば8時間きて料金が安くなる、120時間の方は5%の割増となります。

(会長)

ありがとうございました。その他ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

3人目のお子さんは、どうでしょうか。

(事務局)

今現在でも、第3子の無償化というのは実施している部分もあります。保育園では就学前の子どもさんが3人いた場合、そこで第3子が無償化になります。幼稚園の場合は小学校3年以下で、3人目が幼稚園児であった場合、無償化という制度がございます。これを27年度から取り組もうとしているのは、幼稚園も保育園も18歳以下の子どもさん、極端な話、18歳の長男がいて、中学生の長女がいて、3子目が保育園・幼稚園の場合も無償化にしていこうという案が出ています。ただし、一定の所得の範囲内で考えていますので、年収で大体640万とか、ほとんどの方が対象になるかと思えますけれど、一定の基準は設けようとしているところでございます。お渡ししている資料で言いますと、1ページの2条の保育料の額のところで、(1)で同一世帯に属する兄又は姉がいるとき(市長が別に定める要件を満たした場合)、要件を満たす場合というのは、先程、私が申し上げた要件です。

(会長)

今のご回答でご理解いただけましたか。第1子が18歳まで広がるということですね。

(事務局)

さらに全体のお話をさせていただきますが、この条文を見ても難しいのかなと思います。従来から幼稚園は、使用料ということで条例規定をしてきておりました。ただ保育園の保護者負担、保育料と申しておりましたが、規則で定めておりました。今回、幼稚園・保育園、さらには認定こども園を合わせまして、特定教育・保育施設の保育料ということで条例を提案させていただくということです。1つは幼稚園、別表第1を見ていただきたいのですが、国が示しているところによりますと、幼稚園を基本的には、定額負担から応能負担という意向の考えがございます。八幡市では27年度を、従来どおり上限7,000円とする保育料を設定した所です。さらに階層Bという所がありまして、この階層は従来ございませんでした。従来はCと同じ3,500円の階層でございましたが、このBという階層は国の基準に乗っ取って、新たに設けた階層です。その次に別表第2の保育料の表ですが、変わった所は、階層2に支給認定保護者の属する世帯区分ということで、今までの基本は、所得税が基本になっていたものが、市民税が基本になっています。今まで所得税を納められた世帯の収入と同じ収入であれば、市民税に換算すれば、このような市民税の負担になるであろうということで区分設定をしました。右の基準額の表は従来と同じでございます。若干、世帯の構成などによって所得税と住民税の基準が違いますので、世帯の構成によって高い低いが生じてくるかもしれませんが、基本的には親子4人世帯で、同じような収入であれば、同じ保育料になるという設定をさせていただいています。短時間の保育料につきましては、さらにそれを減額しているということでご理解いただけたらと思います。

(会長)

ありがとうございました。詳細な説明をいただきました。

(委員)

保育料を納付しない場合ですが、これは保育料を滞納した場合は、児童手当から引き落とすということを聞いたことがあります。そうではなく、あくまでも納付しない場合の意味ですか。

(事務局)

ここの記述は、幼稚園施設、保育園児、新制度では1号、2号、3号という認定になっていますが、1号認定が従来の幼稚園児、2、3号認定が保育園児ということですが、ここで退園を命じることができるのは1号認定、従来の幼稚園児、これは従来の幼稚園の条例においてこのように表記をされていたということで、退園を要求することができるのはあくまで幼稚園です。保育園は退園要求できません。

(会長)

今のご質問でいいますと、保育料を児童手当に充てることができるかどうかというご質問ではなかったでしょうか。

(委員)

今の答えで大丈夫です。

(会長)

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。特にないようでしたら、この条例案に従いまして進めさせていただきます。

八幡市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

(会長)

続きまして、八幡市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について説明をよろしくお願いします。

(事務局)

資料説明。

(会長)

ありがとうございました。認定こども園を新設することに伴う改正ですね。この条例案について何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

住所がなぜ変わっているのですか。

(事務局)

基本的に土地の上に建っているわけです。有都幼稚園の場合、北ノ口7番地です。保育園の方は北ノ口22番地なのですが、実際に登記簿と建物の位置関係を照合しますと、一番大きな土地が21番地の4がエリアとして一番多かったと判明しました。したがって、この度の条例改正と合わせて、位置に関しても正しいものに改正をさせていただきました。

(会長)

ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。それではこの条例案で進めさせていただくということで、次に進みたいと思います。

子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設の利用定員設定について

(会長)

続きまして、子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設の利用定員設定について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料説明。

(会長)

ありがとうございました。利用定員についていかがでしょうか。従来と大きく変わる設定ではないということですね。

(事務局)

若干の調整を行っています。これから色々と将来的に考えて行きますと就学児童数が減るという状況の中でいろんな形で検討していく必要があると思っております。

(会長)

ありがとうございました。利用定員に関して何かご意見ございませんか。

(委員)

公立の施設と私立の施設との割合はこのような感じなのでしょうか。これからの若い世代の人たちをどれぐらい八幡市の中に呼び込もうという施策と、これから若い人が男山などに引っ越してくるであろうとか、このように増員を望んでいるとかそういうことはこの中に見込まれているのか、それともこのままでずっと推移していくのだという想定なのでしょうか。

(事務局)

事業計画案には、子ども人口の推移と推計ということで、今の所でいきますと、平成22年に669人おりました0歳児が26年度ですと510人、31年度480人、0歳の子の数が減っていきますので、必然的に施設の収容についても十分検討していかないといけない時代になっており、少子化の進行にどのように対応していくのかという形が課題となっております。来年度はおそらくこの会議の中でいろいろと議論をしていただく必要があると思いますが、今後の幼稚園・保育園のあり方についても、引き続いて議論をお願いしたいと考えておりますので、呼び込む施策の検討をこの間、事業計画の中でしていただきました。さらにそれを踏まえ、子どもたちが減って行く中でどう食い止めていくのか、そのためにあるべき幼稚園・保育園の数、キャパシティというのはどのような形のものと考えていくのかということに合わせてご議論をいただければありがたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。特にないようでしたら、この定員に関してもこの形で進めていただきたいと思います。

八幡市立子ども・子育て支援センターの愛称募集について

(会長)

八幡市立子ども・子育て支援センターの愛称募集に関しまして事務局より説明をよろしくお願いします。

(事務局)

資料説明。

(会長)

ありがとうございました。愛称はずっと使われるものです。投票結果では1位がすくすくの杜 12 票、2位がひだまり 8 票、3位が同率 7 票で、たけの子広場、あおぞら、すくすくです。この中から最終的に選ぶということですが、12 票ということで第 1 候補のすくすくの杜と思いますが、皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

最終的には市長が選ばれるのですよね。

(事務局)

はい。最終市長の決定です。

(会長)

すくすくの杜ということでよろしいでしょうか。最終的に市長が決定されますので、この場では、一応、すくすくの杜を提案するということがよろしいでしょうか。

(委員)

そのような票数になったということだけでよろしいのではないのでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。それでは、このような票数になったことを市長にお伝えすることによって進めさせていただきます。この後、堀口市長から諮問がございます。これを持ちまして本日の議事自体は終了させていただきます。どうもありがとうございました。この後は事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

3. 諮問

(事務局)

皆さまに諮問したい案件がありますので、堀口市長が出席しております。

堀口市長お願いします。

(市長)

本日はどうも御苦勞様でございます。今回、八幡市子ども条例の仮称でございますが、その案の諮問にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。委員の皆様方におかれましては、一昨年の9月から11回に渡る会議において、本市の地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業計画の策定、また、その内容としてその計画に先立つ施設となる就学前の子どもの施設や事業に対する基本的な考え方など、いろんな形でご議論をいただいたということでありありがとうございました。今年度の八幡市27年度予算も約272億ということで結構膨らみました。1つ大きな所では、道路事業の関係で、橋本南山線の通常3、4億である部分が、今年27年に最大で7億という形になりますので、その分が増え、それから子ども・子育て関係の児童費がかなり膨らんでいるところです。皆様方の議論の中で、こども園を推進していく京都府下では八幡市がメインだと思います。そういうことをしており

ますので、その関係でこども園に移行される園については、補助などそのような形で予算が膨らんでいるという部分がございます、私としましては、ちょうど平成27年度は市長としての4年目の年で、市長1期目の総仕上げという形になります。子どもたちが生き生きと活動でき、子育てに喜びを感じることができる子育ての八幡市づくりに重点を置いて、今回の予算は取り組んでまいったところがございます。今後ご議論いただく中で、子どもの権利、一方では通常ご案内のとおり、一種の権利概念と少し違っていると、大人の場合は権利の主体としての部分があるわけですが、子どもの場合ですと、その権利の内容とは、そのような環境を保障するとか、子どもたちの発達レベルに応じた対応をどのようにするのかという、そのような環境をどのように保障するのかという部分を、それを逆にとって権利という形になっているというイメージを持っているところです。いずれにしましても、子育てに対する保護者の不安の軽減や情報提供、小学校への滑らかな接続に向けた連携など、様々な課題について適切に対応して、子どもにとって最善に利益が実現されるよう、子ども・子育てに関してやさしいまちづくりの実現に向けて努力してまいりますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げまして、今回の諮問にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

市長はこの後、公務のため退席させていただきます。

4 閉会

(事務局)

本日の会議を持ちまして、八幡市子ども・子育て支援事業計画の策定にかかる会議を終えることができました。委員の皆さまのご尽力により、八幡市子ども・子育て支援事業計画の策定に至りましたことを心より感謝申し上げます。先程、市長から諮問がありましたように、八幡市子ども条例（仮称）の策定に向けた取り組みを行うこととしておりますので、引き続き、委員の皆さまのご協力をお願い申し上げます。なお次回の会議は、八幡市子ども条例案の準備が整いしだい、委員の皆さまにご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではこれもちまして、第6回八幡市子ども・子育て会議を終了いたします。本日はありがとうございました。